



<市町村探訪>

水戸市景観計画の策定について

(水戸市)

水戸市では、魅力ある都市景観の形成を目指して、景観行政の方針を示した「水戸市都市景観基本計画」を平成3年度に策定し、同4年には「水戸市都市景観条例」を施行するなど、県内で最も早く独自の景観行政を実施してまいりました。しかし近年、平成16年度に景観法が整備されるなど、『景観』がまちづくりのテーマとして重視されるようになってきました。このような背景を踏まえ、水戸らしい美しい景観づくりを推進するため、昨年12月に景観計画を策定しましたので、その概要について説明させていただきます。

1. はじめに

本市は、戦災により貴重な資源を多く失っておりますが、地形的な特性によって生まれた市街地を取り囲む美しい水・緑という自然と、偕楽園、弘道館を代表とする歴史的資源が残っております。さらに、水戸芸術館をはじめとする現代の優れた建築物など、まちの魅力を構成する重要な要素が多数あり、これら自然的なものと人工的なもの、現代的なものと歴史的なものが融合したまちが形成され、水戸の都市としての独自性を醸し出しています。このような水戸らしい美しい景観を後世へ引き継いでいくため、市民・事業者・行政が協働しながら、本計画に基づき『やすらぎとにぎわいが共存する風格ある「水戸らしい」景観づくり』に取り組んでまいります。



水戸百年より

2. 景観計画区域

水戸の優れた都市景観を生かし、魅力あるまちづく りを展開するため、景観形成方針を定める区域は、『水 戸市全域』とします。

3. 基本目標

水戸の景観特性を生かした景観形成を進めるため、 水戸市の景観計画の基本目標を次のように設定します。

やすらぎとにぎわいが共存する 風格ある「水戸らしい」景観づくり

4. 基本方針

市民が愛着と誇り、責任を持てる「水戸らしい」個性ある景観づくりに向け、次の方針により、地域の自然や歴史、文化等の特色を生かした魅力ある都市景観の形成に努めます。

- ○やすらぎと潤いのある自然景観の育成
- ○風格, 味わいある歴史・文化景観の育成
- ○景観のつながりを演出する水と緑のネットワーク の形成
- ○快適でわかりやすい道路ネットワーク景観の形成
- ○自然や歴史と調和した美しいまち並みの形成
- ○潤いと愛着を育む郊外・農村景観の形成



5. 地域別の景観形成方針

本市を都市構造別に分類し、地域別における景観形成に関する方針を示します。

都市核・拠点	地区 一	都市核(中心市街地) 拠点地区 (赤塚,内原,県庁)
市街地地域		、水水,水水,东方。 既成市街地 新市街地
郊外地域		郊外・農村集落

第31号&第32号

Page 7



6. 重点的に景観形成を図る地区

水戸らしい景観づくりを推進するため、必要な支援 等を行うことにより、優れた景観要素と調和した地域 のまち並みの景観形成を重点的に図る地区として、次 の5地区を位置付けます。

○偕楽園周辺地区

〇三の丸周辺地区

〇備前堀周辺地区

〇保和苑周辺地区

〇県庁舎周辺地区





7. 景観づくりに向けた施策

- (1) 建築物等の行為の制限について
- ①景観計画区域内における届出行為について 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行 為(大規模建築物等)について事前届出制度による 景観誘導を図ります。

	規模	
届出行為	建築物:高さ15m超	
	建築面積 1,000 ㎡超	
	工作物:高さ15m超	
	敷地面積 1,000 ㎡超	
特定届出行為	建築物:高さ45m超	
	延面積 10,000 ㎡超	



②建築物の高さについて

偕楽園・千波湖周辺や弘道館周辺においては眺望景観の保全を目的とした高さの誘導を図ります。また、 市街地における都市景観の維持を目的とした高さの制限について検討します。

(2)屋外広告物について

屋外広告物を表示する行為は、良好な景観の形成を 推進する上で重要な要素であることを踏まえ、地域の 特性を生かした誘導を図ります。

(3)公共施設の整備について

良好な景観を形成するためには、街路樹の果たす役割も重要です。そこで、街路樹の整備に着目し、水戸らしい特色ある景観形成に向け、街路樹に関する基本的な考え方を示します。

8. 今後の推進体制

良好な景観づくりのために市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、お互いに協力して景観の形成を推進します。

9. 主な経緯等

H18.7	景観行政団体へ移行
H18.10	都市景観審議会(第1回)
H18.11	市民アンケート調査
H20.9	パブリックコメントの実施
H20.10	都市計画審議会
	都市景観審議会(第4回)
H20.12	景観計画の告示
	都市景観条例の改正
H21.4	景観計画及び改正都市景観条例施
	行予定

「水戸らしい」景観特性をより良く生かすためには、 市民自らが、水戸に住む価値や水戸人としての誇りを 持って、景観づくりを行っていくことがとても重要なこ とです。水戸の景観に対する理解を深めることが、地域 に対する誇りや愛着を生み、自慢できる美しい生活環境 を整える行動に発展し、次の世代に「水戸らしい」美し い景観を残すことへとつながっていくのです。この計画 は、美しい景観づくりの「出発点」です。市民・事業者・ 行政が互いに協働しながら、連続性と発展性のある景観 づくりを共に進めていきます。

【問合せ先】

水戸市都市計画部都市計画課

電話 029-224-1111

E-mail: urban.plan@city.mito.lg.jp